

在宅サービスの利用料等を補助します

常滑市では、令和5年4月から終末期の若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に要する費用（1月あたり最大60,000円）の9割を補助します。

対象者（次の項目すべてに該当する方）

- ① 申請及びサービス等利用時点で常滑市に住民登録があること
- ② 0歳～39歳で終末期※のがん患者の方
- ③ 在宅生活の支援や介護が必要な方
- ④ 他の制度において同様の支援を受けることができない方

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した状態

対象内容 介護保険制度に準ずる次の在宅サービス（令和5年4月1日以降に利用に限る）

区分※	サービスの内容	
① 在宅サービスにかかる利用料	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護	<ul style="list-style-type: none">・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護
② 福祉用具の貸与にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・車いす・車いす付属品	<ul style="list-style-type: none">・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・移動用リフト（つり具の部分を除く。）・自動排泄処理装置
③ 福祉用具の購入にかかる費用※	<ul style="list-style-type: none">・腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽	<ul style="list-style-type: none">・自動排泄処理装置の交換可能部品・移動用リフトのつり具

※①のうち、医療保険制度の適用を受けているサービスは対象外

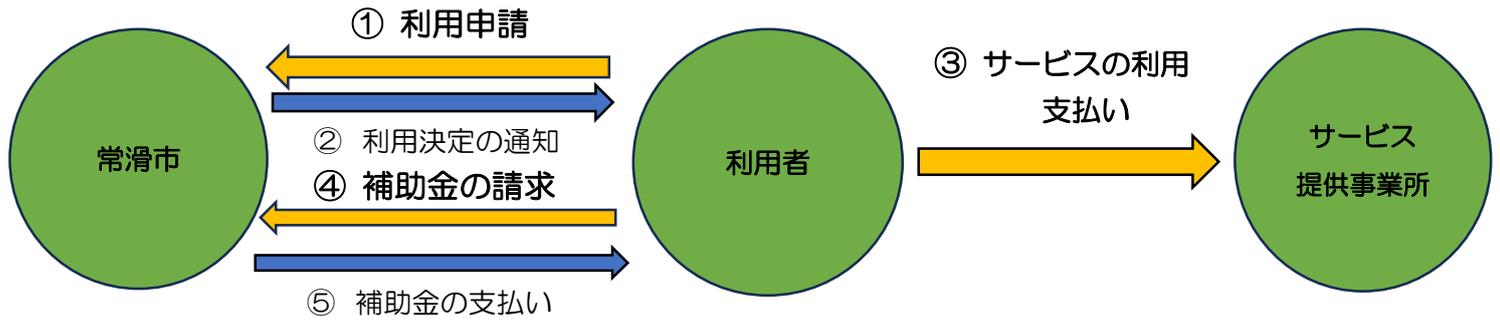
②③は、小児慢性特定疾病医療費の給付を受けている方は対象外

申請・補助金額

申請額の上限	補助金額
①～③の費用の総額 60,000円/月	申請額の9割※ (上限額 54,000円/月)

※10円未満は切り捨てになります。

利用の流れ



①利用申請

利用者は、以下の書類を常滑市保健センターへ提出してください。
なお、申請は在宅サービス等の利用開始までに行ってください。

- ・常滑市若年がん患者在宅療養支援事業補助金利用申請書
- ・医師による意見書

②利用決定の通知

申請内容を精査し、常滑市から利用決定通知書を送付します。

③サービス利用・支払い

利用者はサービスの利用を開始し、サービス提供事業所へ支払いを行ってください。

④補助金の請求 6か月分をまとめて請求することができます。

利用者は、以下の書類を常滑市保健センターへ提出してください。
サービス等を利用した日から1年以内に行ってください。

- ・常滑市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書
- ・サービス提供事業所等の領収書の原本（フルネームで記載されているもの）
- ・サービスの内容、利用日、利用回数、金額が記載された明細書の写し
- ・預金通帳等の写し（口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

⑤補助金の支払い

申請内容を精査し、常滑市から交付決定通知書を送付します。
その後、指定の口座に補助金を支払います

問い合わせ先

常滑市健康推進課 8:30～17:15
電話 0569 - 34 - 7000（土日祝日を除く）

制度の詳細や申請様式のダウンロードは
常滑市ホームページをご確認ください。